

福島県 南相馬市（旧警戒区域）

（基本方針）

南相馬市の旧警戒区域におけるインフラ復旧については、住民が帰還して生活するうえで必要な水道、下水道、主要な道路等の生活インフラ及び小中学校や生涯学習センター、スポーツ施設等の公共施設を含めて、平成25年度までに概ね復旧を終えた。

平成27年度は、避難指示解除の目標時期である平成28年4月に向けて、医療・福祉・教育等の公共施設の再開及び商業施設等の復旧・再開の準備を進めるとともに災害公営住宅や復興公営住宅の建設、防災集団移転促進事業等をさらに加速させる。併せて、平成26年2月に策定した「南相馬市避難指示区域帰還促進計画」に基づき、市民の帰還に向けた生活環境整備を推し進める。

なお、農地については、ほ場整備事業等を含めた土地利用が明確になり次第、順次整備を進めていく。

1. 海岸、漁港対策

(1) 海岸

① 海岸の状況

区内の地区海岸数	13地区海岸	(建設6海岸、農林7海岸)
被災した地区海岸数	13地区海岸	(建設6海岸、農林7海岸)
応急対策を実施した地区海岸数	6地区海岸	(建設3海岸、農林3海岸)
本復旧を実施する地区海岸数	13地区海岸	(建設6海岸、農林7海岸)

② 堤防高

平成23年10月8日に堤防高を公表※

原町海岸、小高海岸、浪江海岸：T.P. 7.2m（対象：高潮）

※公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成24年12月までに策定済み。これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、防災集団移転、防災緑地、防災林等の事業との調整等を進めながら今後実施する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 平成26年度の成果目標

6地区海岸において、本復旧工事に必要な詳細設計を完了させるとともに、年度内の用地取得を目指す。また、用地取得の不要な区間等について、本復旧工事に着手する。

この外、3地区海岸（農林海岸）で復旧工事の完成を目指す。

⑤ 平成26年度に実施したこと（成果）

6地区海岸において、復旧工事の地質調査・詳細設計が完了した。また、用地取得の不要な区間等について、本復旧工事に着手した。

⑤ 平成27年度の目標

6地区海岸において、離岸堤・消波堤工事の完了を目指す。また、堤防工事については、早期完了を目指し、復旧工事を進める。

(2) 漁港（避難指示解除準備区域外）

【県】

① 漁港の状況

市内の漁港数	1 漁港（真野川漁港）
被災した漁港数	1 漁港
応急対策を実施した漁港施設数	0 漁港
本復旧を実施する漁港施設数	1 漁港

② 復旧の予定

復旧する施設の概要については、全ての漁港施設が地盤沈下していることから、原形復旧を基本として、市や漁業関係者と調整を図りながら復旧する。本復旧工事の完了については、平成28年度での完了を目指す。

③ 平成26年度に実施したこと（成果）

全ての漁港施設に着手済み。主要な漁港施設である岸壁（物揚場）及び護岸等は、復旧完了。

④ 平成27年度の目標

市及び漁業協同組合等が実施する復旧工事と調整を図りながら、全ての漁港施設について平成28年度での完了を目指し工事を進める。

【市】

平成24年度から繰越した漁船保全修理施設建設工事については、平成26年3月に工事を完了し、漁具倉庫施設建設工事については、平成27年3月に工事を完了した。水産物荷捌き施設・海水処理施設・鮮度保持施設・作業場施設については、平成27年度中に工事完了予定。

2. 河川対策

【県管理区間】

① 復旧の予定

施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い4河川について大型土のう積み等による応急対策を実施済み。また、2級水系小高川などの県管理区間では、平成24年12月までに災害査定を完了。

本復旧工事については、復興計画を踏まえ、防災集団移転、防災緑地、防災林等他の

事業との調整等を進めながら今後実施する。

津波浸水範囲の本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

② 平成26年度の成果目標

津波浸水範囲については本復旧工事の詳細な地質調査・詳細設計を完了するとともに年度内の用地取得着手を目指す。また、津波浸水範囲外の地震により堤防等が被害を受けた箇所について、本復旧工事を全箇所完了する予定。

③ 平成26年度に実施したこと（成果）

津波浸水範囲については、復旧工事の地質調査・詳細設計が完了した。また、津波浸水範囲外の地震により堤防等が被害を受けた箇所について、復旧工事が全箇所完了した。

④ 平成27年度の目標

河口部堤防工事の早期完了を目指し、復旧工事を進める。

【市管理区間】

平成25年度に調査及び災害査定を完了し、平成27年度中に工事完了予定。

3. 上水道

原町上水道、小高北部簡易水道及び小高西部簡易水道については、平成24年度までに復旧を完了。小高上水道については、平成25年度までに復旧を完了（津波被災区域を除く）。

4. 下水道

小高浄化センターについては、平成25年6月から本格的な汚水処理を再開。管路についても、平成25年度までに13工区すべての下水管渠の復旧を完了。

5. し尿処理（市内）

雫浄化センターについては、平成24年度までに復旧を完了。

6. 道路

【市管理道路】

地震災害道路については、平成24年度に災害査定を完了し、随時工事を発注し平成26年度中に復旧を完了。

津波災害道路については、平成25年度に災害査定を完了し、随時工事を発注し平成27年度中に復旧を完了予定。

橋梁については、随時工事を発注し平成27年度中に復旧を完了予定。

7. 農地・農業用施設

1) 農地

津波被災地の農地復旧については、平成29年度までに災害査定を完了する予定。今後は、原形復旧・ほ場整備等、農地の復旧・整備に係る農業者との協議を進める。なお、復旧・整備完了時期は未定。

2) 排水機場

小高排水機場については県営災害復旧事業により平成24年9月に応急復旧工事を完了。引き続き本格復旧工事に着手し、工事は平成27年度完了予定。

小浜、小沢、谷地、村上、村上第二、塚原第二、福浦南部排水機場については、直轄特定災害復旧事業で対応し、平成30年度完了予定。

3) ため池、用・排水路

地震被災地区の速やかに復旧を要するため池、用・排水路については、平成28年度までに調査、査定を完了し、平成30年度までに完了予定。

4) 農道

地震被災地区の速やかに復旧を要する主な農道（ライフライン農道）については、平成26年度に復旧を完了。その他の農道についても、順次工事に着手し、平成30年度中に完了予定。

8. 海岸防災林の再生

① 箇所名：小高区、原町区

② 被災状況

小高区村上字横砂では、林帯地盤 21ha が地震により地盤沈下するとともに、津波により大きく侵食された。

原町区小沢では林帯地盤 6ha が地震により地盤沈下するとともに津波により大きく侵食され、治山施設（護岸工）887mが損壊した。

また、両箇所の森林 27ha が津波により流失した。

③ 事業計画の内容

小高区村上字横砂では、被災した林帯地盤及び流失した森林 21ha の造成について、防災林造成事業により整備を行う。

原町区小沢の被災した林帯地盤 6ha のうち、著しく被災した 5ha を災害復旧事業により、被害が軽微であった 1ha の林帯地盤に係る植生基盤の盛土と 6ha 全体の森林造成を防災林造成事業により復旧整備する。

④ これまでの実施状況と今後の予定

ア) 小高区村上字横砂の 7ha と原町区小沢の林帯地盤 5ha 及び治山施設（護岸工）については平成 24 年度に災害査定を完了した。

イ) 小高区村上字横砂については、平成 25 年度に他事業との調整を実施したところ、海岸事業及び河川事業により大半の復旧がなされることとなったため、災害復旧事業としての実施を取り止め、他所管事業の実施後、防災林造成事業により森林造成を行うこととした。

これ以外の林帯地盤 14ha については、平成 24 年度に調査設計に着手した。森林が流失した箇所については、南相馬市復興整備計画の内容を踏まえ、森林造成の事業計画を作成した。

この計画では、森林造成は、植生基盤の盛土工事が終了した箇所から植栽に着手する。全体の整備は平成 32 年度までに完了することを目指す。

ウ) 原町区小沢の災害復旧事業については、平成 24 年度に調査設計に着手しており、復旧工事は平成 27 年度の着手を目指す。

防災林造成事業による植生基盤の盛土については、調査設計に着手した。森林造成については、南相馬市復興整備計画の内容を踏まえ、事業計画を作成した。

この計画では、森林造成は、植生基盤の盛土工事が終了した箇所から植栽に着手する。全体の整備は平成 32 年度までに完了することを目指す。

⑤ 平成 26 年度における成果

防災林造成事業 : 小高区村上字横砂について、植生基盤盛土工 6.50ha に着手した。

⑥ 平成 27 年度の成果目標

治山施設災害復旧事業 : 原町区小沢において護岸工（鋼矢板）452mに着手する。

防災林造成事業 : 小高区塚原において、植生基盤盛土工 8.00ha に着手する。

9. 復興まちづくり

1) 市営住宅

市営住宅については、平成 25 年度に被災調査及び修繕設計を完了。平成 26 年度に復旧を完了。平成 26 年度から、室内の修繕・清掃を進め、平成 28 年 9 月の完了を目指す。また、老朽化が激しく建替えが必要な市営住宅については、市営住宅ストック総合活用計画及び市公営住宅等長寿命化計画の見直しを行いながら、平成 28 年度以降に建替えを行う予定。

2) 災害公営住宅

万ヶ迫地区、東町地区及び上町地区については、避難解除目標時期の平成 28 年 4 月に速やかに入居できるよう、平成 28 年 2 月竣工予定で工事発注を行っている。

3) 防災集団移転促進事業

移転先については、避難指示解除準備区域に計画をしていた住宅団地 11 地区において、小高区市街地への集約を含め見直した結果、移転希望者の減少により全て廃止とする。

移転元地については、平成 26 年度から買取りを行っている。

4) 移住者向け住宅団地の整備

個別移転又は移住希望者向けの宅地を造成し、安心して居住できる環境を提供する。平成 26 年度に用地選定を行った。平成 27 年度は用地買収及び工事着工の予定。平成 28 年度中に分譲地の提供予定。

5) 文教施設

小中学校施設、小高生涯学習センター（浮舟文化会館）、小高図書館、埴谷・島尾記念文学資料館、小高コミュニティセンター、南相馬市（小高区）就業改善センター等の社会教育施設、小高体育センター、4つの運動場の建物修繕については、平成25年度までに概ね復旧を完了した。小高生涯学習センター（浮舟文化会館）については、平成25年12月16日、小高体育センターについては平成26年2月3日、小高中部運動場については平成27年4月1日に再開している。

6) 幼稚園

小高幼稚園、福浦幼稚園、金房幼稚園、鳩原幼稚園については、平成25年度に復旧工事を行ったが、再開のためには園舎建物の修繕が必要。

7) 保育園

おだか保育園については、平成25年度に復旧工事を行ったが、再開のためには園舎建物の修繕が必要。

8) 高等学校

県立小高工業高校、小高商業高校については、平成24年度に被災度判定調査を完了した。平成25年3月から詳細調査及び実施設計に着手。小高工業高校については平成25年7月及び平成26年2月に災害査定を実施、平成27年2月に復旧工事に着手し、平成28年度中に復旧を完了予定。小高商業高校については、小高工業高校との統合に向け、整備計画を策定中。

9) 医療施設（公営）

小高病院については、別棟のリハビリ棟を改修し、平成26年4月から外来診療を再開。なお、入院診療の必要性の有無や施設全体の有効活用については、避難指示解除後の市民の帰還状況等を考慮しながら検討を行い、その間、建物の劣化が進まないよう維持・点検・補修を行う。

10) 福祉施設

小高老人福祉センター、小高保健福祉センターについては、平成25年度までに復旧を完了。小高老人福祉センターは平成27年4月に再開、小高保健福祉センターは平成

28年4月再開予定。

11) 区役所

小高区役所については、平成25年4月から再開。

12) 公共交通

送迎用ジャンボタクシー（乗客9人乗り）を利用して、市内仮設住宅に避難している住民等が利用する一時帰宅便、JR常磐線の原ノ町駅と小高駅間の運行が再開するまでの間、両駅を結ぶシャトル便及び避難指示区域内滞在時における公共施設等へ出かける際に利用するおでかけ便の運行を継続して行う。

10. 除染

（市計画）※旧警戒区域外

除染特別地域を除く市内全域について、「南相馬市除染実施計画」（平成27年3月第四版策定）に基づき、除染事業を実施。平成28年度内に、同計画に基づく除染を終了させる予定。

（参考）＜南相馬市除染実施計画（第四版）＞

<http://www.city.minamisoma.lg.jp/index.cfm/10,23070,60,368,html>

（国計画）

① 被災の状況と復旧の予定、方針

平成24年4月に策定された「特別地域内除染実施計画（南相馬市）」（平成25年12月改訂）に基づき、除染事業を実施。

平成28年度内に、同計画に基づく除染を終了させる予定。

② 平成26年度の目標

除染事業実施の一環として、不足分の仮置場の選定及び確保、並びに除染への同意取得を進めるとともに、除染作業員数を十分に確保して除染工事の加速化を図る。

③ 平成26年度に実施したこと（成果）

仮置場は約8割確保、同意取得は約7割終了。

除染等工事については、ピーク時には3,700人/日の作業員数を確保し、年度末（平成27年3月末）時点の進捗率は、宅地8%、農地10%、森林38%、道路6%。

④ 平成 27 年度の目標

仮置場の確保と同意取得を完了させる。

宅地及び宅地に隣・近接する土地について、除染等工事を平成 27 年度内に終了させることを目標とする。

(参考) <特別地域内除染実施計画(南相馬市)>

http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/josen-area_p-minamisoma.pdf

1 1. 災害廃棄物等処理(対策地域内廃棄物処理)

① 被災の状況と復旧の方針、予定

- ・ 帰還の妨げとなる廃棄物について、仮置場への搬入を完了。
- ・ 引き続き、着実に対策地域内廃棄物の処理を実施。

② 平成 26 年度の目標

- ・ 引き続き、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を実施。
- ・ 仮設焼却施設について、年度内に建設工事に着手する。

② 平成 26 年度に実施したこと

- ・ 帰還の妨げとなる廃棄物について、仮置場への搬入を完了。
- ・ 津波被災地の災害廃棄物について、仮置場への搬入を完了。
- ・ 被災家屋等の解体撤去を実施。
- ・ 家の片付けごみの回収を実施。
- ・ クリーン原町センター(南相馬市)で家の片付けごみ(可燃ごみ)の一部の焼却処理を実施。
- ・ 仮置場 1 か所を供用開始、1 か所を原状復旧。
- ・ 仮設焼却施設を設置。

④ 平成 27 年度の目標

- ・ 引き続き、対策地域内廃棄物の処理を実施。

12. 災害廃棄物等処理（国代行処理）※参考

- ① 被災の状況と復旧の方針、予定
 - ・ 南相馬市からの代行処理の要請を受けて、小高区に仮設焼却施設の設置を予定しており、平成 28 年 5 月の処理開始に向けて建設工事準備中。
- ② 平成 26 年度の目標
 - ・ 仮設焼却施設の設置に向けた準備を行う。
- ③ 平成 26 年度に実施したこと
 - ・ 仮設焼却施設における代行処理業務について契約。
- ④ 平成 27 年度の目標
 - ・ 仮設焼却施設の建設を行う。

●→ : 工程が見込めるもの ●.....→ : 工程が現時点で見込みにくいもの

事業	整備主体	被災/稼働状況	H26年度の目標 (H26.6公表)	H26年度に実施 したこと(成果)	H27年度に実施 すること(目標)	H27年度				H28年度				H29年度				H30年度以降	備考・ポイント等
						4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
除染																			
先行除染	国	小高庁舎、消防署、 上下水道施設及び駐在所の 除染実施済み	-	-	-	実施済み													
特別地域内計画	国	H24年4月 特別地域内除染実施計画策定 H25年12月 特別地域内除染実施計画改定	事業の実施	宅地: 年度末時点で 8%終了 農地: " 10%終了 森林: " 38%終了 道路: " 6%終了	宅地及びその近隣について、平成 27年度内の終了を目指す	特別地域内除染実施計画に基づく除染等工事 ●.....→ 事後モニタリング(必要に応じて)除染のフォローアップ													平成28年度内に終了予定
市町村計画	市	除染実施計画策定		事業の実施、改定	事業の実施	除染実施計画に基づく事業													
仮置場	国	本格除染仮置場(8ヶ所)施工中 本格除染仮置場(5ヶ所)管理中	選定作業及び確保	仮置場約8割確保 除去土壌等の搬入及び管理	仮置場の確保、除去土壌等の搬入 及び管理	仮置場の確保、除去土壌等の搬入及び管理													
仮置場	市	除染特別地域を除く市内全域分の 仮置場の確保が必要	選定作業及び確保	選定作業及び確保	選定作業及び確保	仮置場設置・維持 ●.....→ 仮置場維持(中間貯蔵施設への除去土壌等の運び出し完了まで)													
災害廃棄物処理																			
対策地域内廃棄物処理	国	(仮設焼却施設) 稼働中	・引き続き帰還の妨げとなる廃棄物の撤去及び 仮置場への搬入を実施 ・仮設焼却施設について、今年度中に施設の 建設工事に着手する。等	・帰還の妨げとなる廃棄物につい て、仮置場への搬入を完了 等	・引き続き、着実に対策地域内廃棄 物の処理を実施。	仮設焼却施設運営 ●.....→ 仮設焼却施設解体撤去													
参考) 災害廃棄物等処理 (旧警戒区域外)	市(国代行)	(仮設焼却施設)建設工事準備中	・仮設焼却施設の設置に向けた準備を行う	・仮設焼却施設における代行処理 業務について契約	・仮設焼却施設の建設を行う。	仮設焼却施設建設 ●.....→ 仮設焼却施設運営 ●.....→ 仮設焼却施設解体撤去													仮設焼却施設の設置を進め、平成28年 度より焼却処理を開始予定。

※本工程表に記載の内容については軽微な修正を行う場合があります。

各市町村における公共インフラ復旧の概況

福島県 南相馬市

(復旧の概況)

- 生活に必須となる道路・上下水道等のインフラは、一部道路を除いて復旧が終わり、供用が可能な状態になっている。なお、農地農業用施設については、平成29年度を目標に順次災害査定を受検し、復旧工事に着手する予定である。
- 医療福祉施設や市役所（区役所を含む）、公民館や集会場など住民の生活環境やコミュニティ復活に係る公共インフラについても概ね復旧は終わり利用が可能な状態になっている。
- 平成27年度は、避難指示解除の目標時期である平成28年4月に向けて、復旧の終わった医療・福祉・教育等の公共施設の再開及び商業施設等の復旧・再開を加速させ、市民の帰還環境を整えることに努める。